

檀原市営 香久山墓園（一般墓地）

使用者募集要項

檀原市役所 公園緑地景観課

令和7年6月24日現在

募集要項をよくお読みいただき、使用の条件をあらかじめご承知ください。

- (1) 3. 3㎡の区画の募集です。
市営香久山墓園には、2. 7㎡・3. 3㎡の2種類の区画があります。
2. 7㎡の区画の募集は現在ありません。
- (2) 既設の巻石と土の入れ替えを行っています。
- (3) 受付時点で募集中の区画から希望する区画を選ぶことができます。
- (4) 使用者ご本人の名義でお申し込みください。
他人名義では墓石・墓標の建立、遺骨を埋葬することはできません。
- (5) 承継（名義変更）できるのは、墳墓の祭祀を司る直系相続人（配偶者含む）のみです。

1. 募集区画

名 称	檀原市営香久山墓園 一般墓地
所 在 地	檀原市南山町694番地
区画の大きさ	1区画 3. 3㎡《 間口1. 8m×奥行き1. 8m 》 ※すべて返還区画で新規造成区画はありませんが、巻石と土を入れ替えております。
募集区画数	3. 3㎡ 12区画
永代使用料	3. 3㎡ 850, 000円 ※使用者の方に永代に墳墓を使用していただく代金です。
管 理 料	年額 5, 230円 ※墓地の通路や水道、手桶など共用部分を市が管理するために納入していただく代金です。 (墓地区画内の草刈や管理を行うものではありません。) ※檀原市墓園条例第11条第3項の規定により、10月～3月に申し込まれた方は当年度分の管理料が1/2 (2, 615円) となります。 ※5年間管理料を納付しなかった時は、使用許可が取り消されることがあります。

2. 申込資格（次のいずれかに該当する方）

（ア）檀原市民の方

本市に住民登録があり、その住所に居住している方。

（イ）檀原市に本籍のある方（市外在住）

本籍地が本市に有り、現に住宅の用に供することができる土地又は家屋を所有している方。

（ウ）その他

桜井市大字池之内・高市郡明日香村大字小山の2大字の住民の方（要住民登録）で各区長の証明書（市指定様式）を得られる方

※ 注意事項

- ・ 当墓園の現使用者は一切申し込み出来ません。1家系で1区画のみとなります。
- ・ 他人名義を使用して申し込みは出来ません。（墓碑を建立する時、また遺骨を埋葬される時にその都度確認します。）
- ・ 受付後、申込条件を満たしていないことが判明した場合は使用不許可となりますので、ご注意ください。

3. 申込方法

（1）受付区分

先着順で受け付けます。現地をご見学の上、区画図からご希望の区画を選び、下記（必要なもの）を揃えてお申し込みください。

※先着順のため、ご希望の区画の使用者が既に決まっている場合がございます。あらかじめご了承ください。最新の区画の空き状況については、お問い合わせください。

（2）必要なもの

- ① 檀原市一般墓地使用許可申請書
- ② 住民票謄本（※世帯全員記載・続柄・本籍地の記載が有るもの）
- ③ 印鑑（認印可）
- ④ その他（上記以外に、下記の方が申請する場合必要となります。）

檀原市に本籍のある市外在住の方

- ・ 所有者事項証明（土地・家屋分）【奈良地方法務局檀原出張所等】
 - ・ 未登記家屋の場合は固定資産評価証明書【檀原市役所分庁舎3階 資産税課】
- ※申請者本人の名義であることが条件です。

桜井市大字池之内・高市郡明日香村大字小山の2大字の住民の方

- ・ 各区長の証明書（市指定様式）

（3）受付期間 午前8時30分～午後5時15分（土日祝日および年末年始をのぞく）

（4）場 所 檀原市役所 北館1階 公園緑地景觀課

4. 墓地利用について

(1) 承継（名義変更）

申込をされる方が祭祀を司る遺骨を埋蔵するために使用許可をしています。承継（名義変更）できるのは、その墳墓の祭祀を（現在、または将来的に）司る方のみです（原則直系相続人）。たとえ、親族（兄弟、親子含む）であっても、違う家系での使用を目的とした承継（名義変更）はできません。また、承継の申請には必ず現使用者と新しい名義人の続柄を示す公的書類を提出していただきます。

(2) 墓石等の設置基準

墓石等の設置基準は、下記のとおりです。表中の高さは巻き石の天端を基準としています。この基準に違反して墓石等の設置は一切出来ません。この基準を満たさない墓石等の建立を予定されている方ご注意ください。

墓碑及びこれに類するもの	高 さ 1.8m以内 境界線との間隔 巻石の外側（四方）から0.2m以上あけること
玉 垣	高 さ 0.5m以下(巻石の内側)
植 栽	高 さ 0.5m以下

- ※ 墓石はクリ階段面に前面を向けて建立してください。
- ※ 他の墓地から墓碑等を移転される場合でも上記の設置基準内であれば設置出来ます。
- ※ 設置の巻石は現状で使用してください。撤去、加工、取替は出来ません。
- ※ 墓石等の建立、遺骨の埋蔵ができるのは、使用者のみです。

(3) 区画内の管理

雑草などが茂ると周りの墓地使用者の方の迷惑となりますので、区画内の管理・清掃は使用者の責任で行ってください。（墓地管理料は墓園内の共用部分の維持管理に使用しています。区画内の除草や植栽管理は行いませんのでご了承ください。）

(4) その他

墓石等の建立、ご遺骨の埋蔵等をされる時は届出が必要です。詳細に付きましては、使用許可証交付時にお渡しする「使用上のきまり」をご確認ください。

5. 使用許可の手続の流れについて

(1) 永代使用料及び管理料の納入

永代使用料及び令和7年度分管理料を、後日送付する所定の納付書にて市指定の金融機関に一括で納入して下さい。その納入済書（領収書）を使用許可証交付手続きの際に必ずご持参下さい。

(2) 管理料の口座振替手続（令和8年度以降）

次年度分より管理料は、毎年度4月25日に口座振替で納入して頂きます。使用許可証交付手続時までに榎原市営墓園管理料預金口座振替依頼書（**ゆうちょ銀行**は自動払込利用申請書）にて手続をお済ませの上、そのお客様控をご持参下さい。

(3) 一般墓地使用許可証の交付手続

場 所

榎原市役所本庁北館1階 公園緑地景観課

必要書類

- ① 榎原市一般墓地使用許可申請書の受付票
- ② 永代使用料の納入済書（領収書）
- ③ **令和7年度**分管理料の納付済書（領収書）
- ④ 榎原市営墓園管理料預金口座振替依頼書（お客様控）または、自動払込利用申請書（お客様さま控）

6. 墓地が不要になった場合

墓地区画の使用権は、使用者の方へ永代にわたりお貸ししています。万が一不要となった場合は、市へ返還していただくことになります。（転貸や転売はできません。）

墓地の原状回復（草引・石碑の撤去）をしていただき、永代使用料としてお支払いいただいた金額の6／10（墓石建立・埋蔵等でご使用後は2／10）をご返金いたします。

<お問い合わせ先>

榎原市八木町1－1－18

榎原市役所 北館1階 公園緑地景観課

電話：0744（47）3516